東高松ショッピングセンター

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は	株式会社マイカル
名称及び住所	大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号
大規模小売店舗の	東高松ショッピングセンター
名称及び所在地	高松市福岡町三丁目379番地2ほか
変更しようとする	1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
事項	(1) 駐車場の位置及び収容台数
	変更前 2025台(位置については、別図のとおり)
	変更後 1995台(位置については、別図のとおり)
	(2) 駐輪場の位置及び収容台数
	変更前 381台(位置については、別図のとおり)
	変更後 444台(位置については、別図のとおり)
	※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に
	供する。
	2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
	変更前 株式会社マイカル
	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
	その他
	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
	変更後株式会社マイカル
	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後11時
	その他
	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後9時
	(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
	変更前 午前8時30分から午前0時30分まで
	変更後 午前7時30分から午前0時30分まで
	※なお、(1)及び(2)について、年間最大31日間の変更とする。
	(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
	変更前 13箇所(位置については、別図のとおり)
	変更後 12箇所(位置については、別図のとおり)
	※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に ###**
亦再年日口	供する。 平式21年4月2日 (亦更しとるしする東頂1(1) 1(2) 2(2))
変更年月日 	平成21年4月8日(変更しようとする事項1(1)、1(2)、2(3))
亦再理由	平成20年8月8日 (変更しようとする事項2(2)、2(3))
変更理由	消費行動の多様化へ対応するため。

- 2 届出年月日平成20年8月7日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

東高松ショッピングセンター

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成20年8月15日(金曜日)から同年12月15日(月曜日)ま
	で

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成20年12月15日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松 市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
	エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号
	香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ